

私立大学等改革総合支援事業について

佐藤 雄一

滋賀県教育委員会事務局教育総務課長
(前文部科学省高等教育局私学部私学助成課課長補佐)

[キーワード]

私立大学等改革総合支援事業、大学教育の質的転換、
機能別分化、大学のガバナンス改革、メリハリある配分

〇はじめに

現在、日本は、政治、経済、社会、文化、その他多方面にわたり、大きな構造的変化に直面している。グローバル化や情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化は、社会の活力の低下、経済状況の厳しさの拡大、地域間の格差の広がり、日本型雇用環境の変容、産業構造の変化、人間関係の希薄化、格差の再生産・固定化、豊かさの変容など、様々な形で我が国社会のあらゆる側面に影響を及ぼしている。さらに、知識を基盤とする経営の進展、労働市場や就業状況の流動化、情報流通の加速化や価値観の急速な変化などが伴い、個人にとっても社会にとっても将来の予測が困難な時代が到来しつつある。

このような情勢を背景に、大学の果たすべき役割に対する社会の期待は、年々高まりを見せており、政府においても、近年、下記の例に見るように、大学改革の推進のための施策が相次いで打ち出されている。

「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」(平成24年6月 文部科学省)

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(平成24年8月 中央教育審議会)

「これからの大学教育等の在り方について」(平成25年5月 教育再生実行会議第三次提言)

「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)(平成26年2月 中央教育審議会大学分科会)
高等教育の約8割を担う私立大学等においても、社会の発展・変革を担う人材育成、知的基盤の形成やイノベーションの創出など、極めて大きな役割が求められている。

このような状況の中、文部科学省では、平成25年度より、組織的・体系的に大学改革に取り組む私立大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」を実施している。

本稿では、本事業の概要、とりわけ、本事業の一類型であるタイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」(大学教育質転換型)の選定基準や選定結果の傾向等について、紹介したい。

I 私立大学等改革総合支援事業の概要

私立大学等改革総合支援事業は、「大学力」の向上のため、組織的・体系的な大学改革に取り組む私立大学等(大学、短期大学、高等専門学校。以下同じ。)を一定数選定し、私立大学等経常費補助金、施設整備費、設備整備費を一体として重点的に支援し、当該大学等の財政基盤の充実を図る採択制の事業である。

25年度には、本事業の対象とする大学改革として、①大学教育の質的転換、②特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、③産業界や国内外の大学等と連携した教育研究という3つの類型を設定している(3タイプの概要は、以下のとおり)。

※本事業では、複数タイプの選定が可能であるが、タイプ2に限っては、都市圏に所在する一定規模以上の大学は、対象外としている。

■タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」(大学教育質転換型)

… 250大学等

全学的な教学マネジメント体制の下、建学の精神を生かした教育の質向上のためのPDCAサイクルが実践されている大学を支援する。

特に、学生の学修時間の確保のための取組として、シラバスへの学修時間等の明記、学修時間の把握等の取組を重点的に評価する。

■タイプ2「特色を發揮し、地域の發展を重層的に支える大学づくり」(地域特色型)

… 150大学等

地元自治体、産業界等との連携の下、地域が求める人材の育成、地域貢献、生涯学習機能の強化など、特色を發揮し、全学的に地域の發展を重層的に支える大学を支援する。特に、地元産業界等と連携した教育プログラム(正規の課程の他、社会人の学び直しのための履修証明プログラムを含む)の実施を重点的に評価する。

■タイプ3「産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」(多様な連携型)

… 100大学等

全国的な産業種別団体、先端的な技術等を有する企業等や国内の大学等と連携した高度な教育・研究を行う大学、海外大学との連携等により、世界的に活躍できる人材の育成等に取り組む大学等を支援する。

本事業の狙いとしては、補助金のメリハリある配分による機能別分化や組織的・体系的な大学改革の推進という趣旨に加え、副次的な効果として、昨今、広範な場で議論されている大学のガバナンス改革を促進することをも期待している。

具体的な補助金の増額の仕組みは、私立大学等経常費補助金(一般補助)のうち、「教育研究経常費」(※教職員給与等を除く教育研究費への補助)を一定割合増額するとともに、大学改革のために設備や施設等の整備を希望する大学等に対しては、「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」(以下「活性化設備費」という。)又は「私立学校施設整備費補助金(私立学

私立大学等改革総合支援事業について

(私立大学等経常費補助、私立大学等教育研究活性化設備整備事業、私立大学等教育研究施設整備費補助)

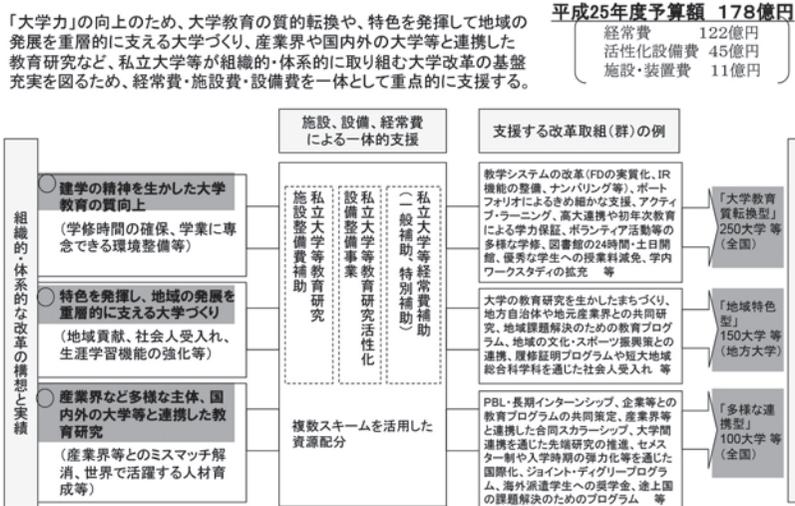


図1 平成25年度改革総合支援事業の概要

校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）」（以下「施設・装置費」という。）を交付する事業であり、平成25年度においては、178億円（経常費補助金122億円、活性化設備費45億円、施設・装置費11億円）を計上している。

特に、私立大学に対する通常の設備整備費補助の補助率が1/2であるのに対し、活性化設備費の補助率は10/10であり、いわゆる裏負担なしに設備を整備することが可能であるため、私立大学とりわけ比較的財政基盤の脆弱な中小規模の大学にとっては、アクティブラーニングのための施設・設備の整備など、これまででは財政事情から後回しとせざるを得なかった積極投資への後押しになることが期待される。

II 選定の仕組み

本事業の支援対象校の選定のあり方については、専門的・客観的な見地から調査審議を行うため、有識者からなる「私立大学等改革総合支援事業委員会」（委員長：明治大学学事顧問 納谷 廣美氏）で検討を行った。

本事業の選定は、いわゆる GP 事業のような自由提案方式による選定ではなく、タイプ毎の大学改革に資する取組を一定数設定し、その実施状況に応じて選定する方式（取組毎に点数を設定し、大学毎の取組の実施状況に応じた合計点を算出し、点数順に選定）を採っている。

これは、①経常費補助金の基盤的経費としての性質を踏まえ、補助金の配分は、外形的・客観的な評価に基づいてなされることが原則であること、②GP 事業と異なり、本事業の各タイプ合計の採択校数は、500校を想定しており、それを上回る申請について、自由提案方式による選定方式を採用することは、現実的にも極めて困難であることによるものである。

タイプ1の選定基準の策定にあたっては、平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(以下「質的転換答申」という。)で提言されている大学教育の質的転換とりわけ学修時間の実質的な増加・確保を主眼にしている。

大学改革を円滑かつ効果的に進めるには、具体的な目標や行動計画を策定した上で、進捗状況のフォローアップを行い、その結果を次の改善に結びつけるPDCAサイクルの確立が重要である。また、改革の実施にあたっては、学長等のリーダーシップの発揮、学内体制の整備、学内関係者の認識共有等、組織的対応が重要である。

このような観点から、タイプ1の選定に際しては、教学マネジメント体制の確立、IR（注）担当部署の設置・担当者の配置、シラバスへの準備学修時間・到達目標の明記、第三者によるシラバスのチェック、学修時間の実態把握、学生による授業評価結果の実施・活用状況、履修系統図（カリキュラム・チャート）・ナンバリングの実施、GPA 制度の導入等の取組を基準としている。配点では、全学的な取組か、一部の学科等のみでの取組か、に応じて差を付けており、全学的な改革への誘導を図りつつも、実態に沿った段階的な評価を行っている。

ここでは、タイプ1の選定基準として設定した設問とその趣旨について、いくつか主要なものを例にとって解説したい。

○教学マネジメント体制について

＜設問の内容＞

「学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制が構築されていますか。」

＜設定の趣旨＞

質的転換答申を踏まえ、全学的な教学マネジメント体制の構築状況を問う設問である。他の設問では、具体的な改革のための取組状況（各論）を問っているが、教育改革は、各教員や学部・研究科の自主性のみによだぬるのではなく、全学的・組織的に行う必要がある。なお、当該組織の要件として、「学内規定に基づき、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として設置された組織（合議体であるか否かは問わない。）」であることを求めており、教育課程の編成に関与しないFDセンター等はこれに該当しない。

○IR 担当部署について

〈設問の内容〉

「大学等内に IR を専門で担当する部署を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置していますか。」

〈設定の趣旨〉

本設問における「IR」は、教学面の IR を意味し、特に、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を実施していることを必須要件としている。これは、PDCA サイクルの一環として、客観的・定量的な根拠に基づいて教育改革を推進することが望ましいとの趣旨である。なお、一般的に IR に含まれる学生募集や大学・法人の経営情報を扱うセッションがあっても、本設問の対象とはならない。

○シラバスへの準備学修の明記

〈設問の内容〉

「シラバスの作成要領等により、準備学習（予習・復習等）に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容をシラバスに明記することを全教員に求めていますか。」

〈設定の趣旨〉

大学の単位は、授業前後の主体的な学修を含めて45時間で構成されることが標準とされており、4年間の在学期間中に124単位を修得することを前提に、学期中の一日当たりの総学修時間を算出すると、8時間程度となる。しかし、実際には、我が国の学生の学修時間はその約半分の一日4.6時間にとどまるという調査結果がある。

本設問では、単位制の本来の趣旨を踏まえ、学生の主体的な学修を促す仕組みとして、まずは、準備学修に必要な時間・内容をシラバスに明記することを求めるものである。

○シラバスの第三者チェック

〈設問の内容〉

「シラバスの記載内容が適正か否かについて、担当教員以外の第三者がチェックしていますか。」

〈設定の趣旨〉

質的転換答申では、「大学の学位授与の方針の下

で、学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること、プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること」を求めている。これを具体化するには、個々の授業科目の内容・深度が十分であるかを、担当教員のみならず、前述の教学マネジメント体制等に属する第三者が精査し、各科目の教授内容が十分な内容となっているか、科目間の有機的連携が確保されているか等の検討を組織的に行う必要がある。その際に、主たる検討材料となると考えられるシラバスのチェック状況を問う設問である。

○学修実態把握

〈設問の内容〉

「学生の学修時間の実態や学修行動の把握を組織的に行っていますか。」

〈設定の趣旨〉

現状の教育課程の内容が、学生の主体的な学修を十分に促す内容となっているか、学生が卒業までに教育目標に沿った学修成果を十分に達成できているかを検証し、今後の具体的な改善方策につなげていく PDCA サイクルを確立するには、学修時間・学習行動の実態把握が必要となる。本設問では、このような実態把握について、授業科目単位のみでの把握ではなく、学部・大学等の単位での把握を求めるものである。

○アクティブラーニング

〈設問の内容〉

「学外の特定の組織等（例：企業、非営利団体、商店街等）と連携し、当該組織等の課題解決（例：新商品・サービス・経営戦略・地域振興方策の企画立案等）に学生に主体的に関与させることを目的とした授業であること。なお、必修か否かは問わない（一部のゼミで実施する場合を含む。）こととする。」

〈設定の趣旨〉

質的転換答申では、「アクティブラーニング」について、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」と定義するとともに、具体的な学習形態として、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークを例示している。本事業では、外形的・客観的に把握できる取組に基づいた選定を行うという制約条件から、このような本来のアクティブラーニングの実施状況を問うことが困難であるため、学外組織と連携した課題解決学習に限定したアクティブラーニングの実施状況を問うている。

Ⅲ 申請・選定の状況

1. 申請・選定の概要

本事業全体（タイプ1～3）に対し、私立大学等の約8割にあたる772校から申請があり、このうち、約5割の367校がいずれかのタイプに選定された。各タイプの選定率は、3割前後となっている。

タイプ1（大学教育質転換型）では、私立大学等の

約3/4にあたる727校の申請に対し、255校が選定され、選定率は35%となっている。また、選定基準となる取組の点数合計100点に対し、申請校の平均は58点、選定に必要な得点は68点以上、5点刻みの得点分布では正規分布に近い傾向を示している（図2・3）。

なお、申請前の段階では、教育改革に携わる教職員数に余裕のある大規模大学に有利な結果となることも懸念していたが、25年度の選定結果では、比較的規模の小さな大学・短期大学も相当数選定された。中小規模の大学は、事務体制等において不利な面がある一方、大規模大学と比べると、全学的な意思決定が機動的に行いやすい、教職員が目標を共有して改革に取り組みやすいといったことが一つの要因として考えられる。

なお、タイプ1に選定された255校のうち、他のタイプ2・3にも重複して選定されているか否かを見ると、142校（56%）がタイプ1単独での選定、113校（44%）がタイプ2・3のいずれか又は両方に選定される状況となっている。

具体的な選定校については、文部科学省ホームページ（私立大学等改革総合支援事業）をご参照頂きたい。

	大学			短大			高等		申請校数計	選定校数計	選定率	平均点 (点)	選定 ライン (点)
	申請校数 (校)	選定校 数 (校)	選定率	申請校 数 (校)	選定校 数 (校)	選定率	申請校 数 (校)	選定校 数 (校)					
タイプ1 (大学教育質 転換型)	490	192	39%	235	62	26%	2	1	727	255	35%	57.92	68
タイプ2 (地域特色 型)	370	129	35%	169	27	16%	1	1	540	157	29%	26.47	34
タイプ3 (多様な連携 型)	276	104	38%	77	0	0%	0	0	353	104	29%	23.37	29
延べ計	1,136	425	37%	481	89	19%	3	2	1,620	516	32%	-	-
実数計	520	293	56%	250	72	29%	2	2	772	367	48%	-	-

図2 平成25年度改革総合支援事業の選定状況

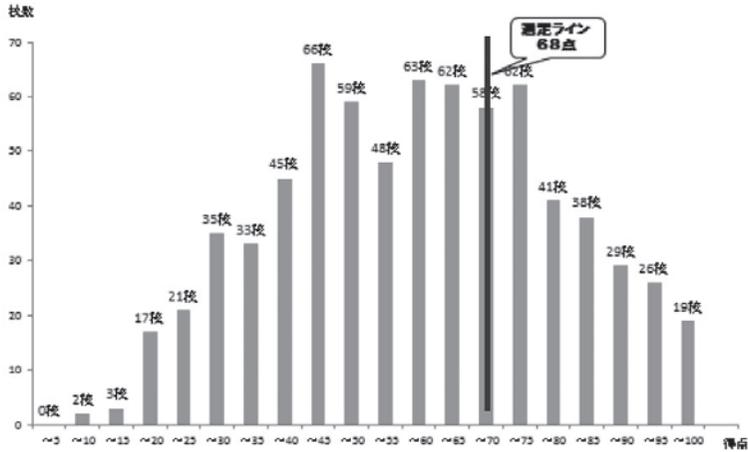


図3 タイプ1 (大学教育質転換型) 得点分布

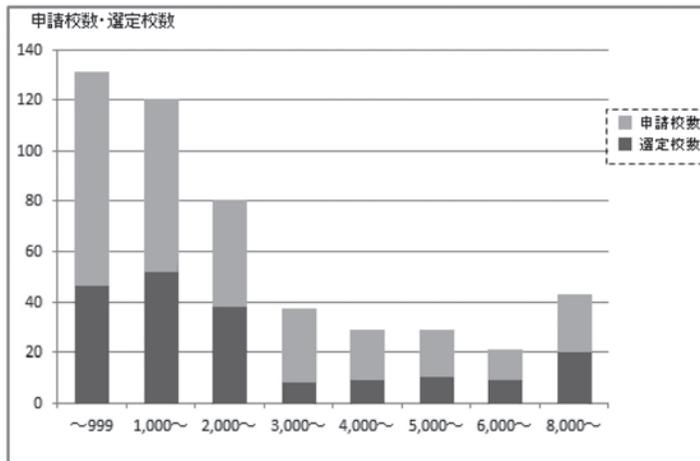


図4 タイプ1 (大学教育質転換型) 収容定員規模別の選定状況 (大学のみ)

2. 申請校・選定校における改革状況

ここでは、タイプ1の選定に用いた設問の一部について、傾向を紹介したい。なお、「申請校」は、タイプ1に申請のあった727校、「選定校」は、選定された255校を分母としている。

まず、「選定校」・「申請校」とも取組が進んでいる項目としては、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーの策定・公表、シラバスへの到達目標の明記、FDの実施等が挙げられるが、80%~100%程度の実施率となっており、十分に浸透している実態がうかが

える。

一方、「申請校」と「選定校」で取組状況に大きな差がある項目としては、

- IR担当部署について、「選定校」では、62%がIR担当部署の設置・教職員の併任等による教学IR機能を有する一方、「申請校」全体では、29%にとどまっている。
- シラバスの記載内容の第三者によるチェックについて、「選定校」では、80%の大学等が行う一方、「申請校」では、49%にとどまっている。

- 学修実態の把握、学習成果の把握（ポートフォリオ、ルーブリック、アセスメント・テスト等）について、それぞれ、「選定校」では、93%、86%、「申請校」では、62%、56%にとどまっている。
- また、上記ほどの大きな差はないものの、
- 教学マネジメント体制については、「選定校」で96%、「申請校」で70%、
- シラバスへの準備学修の明記については、「選定校」で89%が、明記する方針を示しているが、「申請校」で66%、と一定の差がみられる。

このほか、GPA 制度については、導入校数（申請校で59%、選定校で76%）に対し、進級判定・卒業判定・退学勧告の基準として活用している学校は極めて少数（申請校で6%、選定校で9%）であり、これまでの「大学改革状況調査」と同様の傾向が伺える。学内の教育改革のための学長裁量経費についても、「選定校」で58%が実施しており、財政面で、学部等の改革を促していることが分かる。

3. 質的転換のための施設整備

タイプ1の選定校のうち、活性化設備費の申請があったのは約6割の151校であった（追加申請分を除く）。前述のように、活性化設備費は補助率が10/10であることから、本事業を大学改革のためのインフラ整備の好機ととらえ、積極的な活用がなされたものと思われる。

アクティブラーニングの推進のための設備整備の例としては、①双方向型の授業を展開するためのインタラクティブプロジェクター・クリッカー・タブレット端末、②反転授業・事後学修のための講義収録・授業配信システム、③学生自らによる学修履歴の管理や達成度の自己評価のためのeポートフォリオシステム、④図書館におけるラーニング commons の整備、⑤主体的な学修のための実験装置・3Dプリンタ等の事例が見られた。

IV 今後の展望について

本事業の選定にあたっては、外形的に実施状況を判断できる取組の有無を基準としているが、もとより真

に実効性のある改革を図るには、取組の「質」が重要である。

GPA やナンバリングはあくまでも改革のための「ツール」であり、その導入が、直ちに教育の質の向上に結び付くものではない。むしろ、これらの導入を契機として、自大学における教育課程の体系性や各科目の内容・深度・達成度評価などが適正なものであるかを再確認し、必要に応じた見直しを行うなど、内容面にまで踏み込んだ改革を行うことが重要である。これらの点は、大学の自治・私学の自主性を尊重する観点から、大学の自主的な対応に委ねられるが、本事業を契機とした積極的な取組が期待される。

なお、本事業の選定基準に用いた改革の取組については、各大学が、自大学の改革状況について、私立大学等全体の中で相対的な位置づけを把握できるように、タイプ毎の得点分布（タイプ1については図3参照）や設問毎の回答状況（図5参照）などの資料を文部科学省ホームページにおいて公開しており、本事業が一種の「大学間 IR」の役割を果たすことも期待している。各大学におかれては、本資料や「大学における教育内容等の改革状況等について（平成23年度）」等を参考として、自大学の改革の進捗状況を精緻に分析するとともに、具体的な改善点を把握し、学内一丸となって改善に向けた検討を行って頂ければ幸いである。

特に、タイプ1に関しては、学生の学修時間の確保をはじめとした大学教育の質的転換・質保証は、大学教育の根幹であるとの認識の下、それぞれの大学において意欲的な取組を行い、選定を目指して頂くことが望ましい。

最後に、平成26年度予算では、本事業は、前年度比23億円増の201億円（内訳：経常費補助金144億円、活性化設備費46億円、施設費・装置費11億円）を計上している。平成25年度からの主な変更点は、①タイプ1「教育の質的転換」の対象校数の拡充（250校⇒300校）、②タイプ3「産業界・他大学等との連携」（100校）から国際化に関する内容を独立させ対象校を50校にする一方、タイプ4「グローバル化」（100校）を新設した点である。

	1 (グローバル・カリキュラム・コア)		2 (数学マスト体制)		3 (R担当部署)		4 (課程編成への職業参加)		5 (質的評価に係るSD)		6 (グローバルへの準備学習明記)																	
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校																
1	598	82%	236	93%	71	10%	62	24%	57	77%	238	93%	429	59%	236	93%	401	95%	200	79%								
2	52	7%	12	5%	14	19%	98	38%	27	4%	8	3%	298	41%	19	7%	83	11%	28	11%								
3	30	4%	5	2%	5	17%	95	37%	143	20%	9	4%	-	-	-	-	243	33%	27	11%								
4	47	6%	2	1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	7 (グローバルの到達目標明記)		8 (グローバルの第三者エッセイ)		9 (学修実績把握)		10 (授業評価活用)		11 (教育面の教員評価)		12 (FD)																	
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校																
1	641	88%	247	97%	271	37%	160	63%	385	53%	224	88%	202	28%	137	54%	265	36%	143	56%	650	89%	252	99%				
2	51	7%	8	3%	89	12%	43	17%	68	9%	14	5%	146	20%	65	25%	21	3%	9	4%	24	3%	1	0%				
3	35	5%	0	0%	367	50%	52	20%	274	38%	17	7%	37	5%	12	5%	44	61%	103	40%	53	7%	2	1%				
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	248	34%	36	14%	-	-	-	-	-	-	-	-				
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	10%	3	1%	-	-	-	-	-	-	-	-				
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	3%	2	1%	-	-	-	-	-	-	-	-				
	13 (P/F/ラニ)		14 (履修異議・P/F/ラニ)		15 (P/F/ラニの設定)		16 (GPA制度の導入)		17 (学修成果の把握)		18 (CAP制)		19 (学長裁量経費)															
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校														
1	164	23%	110	43%	193	27%	127	50%	364	50%	183	72%	46	6%	23	9%	230	32%	168	66%	452	62%	194	76%	244	34%	148	58%
2	200	28%	79	31%	100	14%	45	18%	276	38%	66	26%	387	59%	171	67%	171	24%	52	20%	87	12%	25	10%	483	66%	107	42%
3	363	50%	66	26%	434	60%	83	33%	87	12%	6	2%	294	40%	61	24%	326	45%	35	14%	188	26%	36	14%	-	-	-	-

図5 タイプ1 (大学教育質転換型) 設問毎の回答状況

各私立大学等には、平成25年度の申請結果も踏まえ、平成26年度のタイプ1「教育の質的転換」の選定を目指した積極的な改革に取り組まれることを期待したい。

○おわりに

ここまで、私立大学等改革総合支援事業について、担当補佐として制度設計に携わった立場から見てきた。本稿が、私立大学等の関係者において、本事業の狙いとするところを御理解頂き、大学改革を推進するための参考となれば幸甚である。

なお、ここでの見解は、あくまでも個人的なものであり、文部科学省の見解を代表するものではないことをお断りしておきたい。

【主要参考文献およびウェブサイト】

教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方に

ついて（第三次提言）」2013年

中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」2012年

中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）2014年

文部科学省「大学改革実行プラン」2012年

文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1340519.htm

【注】

インスティテューショナル・リサーチ：大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析することで、学内の意思決定や改善活動の支援や、外部に対する説明責任を果たす活動といわれている。